

《凡例》 改定理由 紫色:令和7年度末時点の取組状況 緑色:取組実施における課題
 茶色:令和4年度以降、協議会として取り組んできた内容 黄色:「4. 現状の取組状況」の修正に関するアンケート調査結果 改定(案) 赤字:更新箇所

※観点①による変更があった課題番号のみ抜粋している

想定される浸水リスクの周知【課題番号A】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|---|--|---|
| ○国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和28年9月（名張川流域は昭和34年9月）洪水時の2日間総雨量の2倍(※)を想定した浸水想定区域図を公表している ※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。 | — (時点更新) | ○国交省では、 想定しうる最大規模の降雨（年超過確率1/1,000程度）による洪水 を想定した浸水想定区域図を公表している ※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。 |
| ○府県管理河川では、水位周知河川の想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している | 各府県で浸水想定区域図を策定している河川の状況が異なるため「水防法の規定により指定された全ての河川等」という表記に現状を更新 <三重県> 三重県管理河川では、河川種別に関わらず全ての河川で想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している。 <京都府> 京都府管理河川では、河川種別に関わらず全ての河川で想定最大規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している。 <奈良県> 奈良県管理河川では、水防法に定められた作成義務のある全ての河川で想定最大規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している。 | ○府県管理河川では、 水防法の規定により指定された全ての河川等 で想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している |
| ○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している | — | ○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している |
| ●浸水エリアの認識や周知が不足している | | ●浸水エリアの認識や周知が不足している |
| ●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある | 削除依頼が奈良県からのみであり、他構成員の状況に関する意見が無いため、削除しない <奈良県> 【削除】奈良県管理河川では、洪水浸水想定区域図を作成している河川において、家屋倒壊等氾濫想定区域および浸水継続時間を公表済みのため | ●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある |



| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|--|--|
| ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消） | ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消） |

観点①：各構成機関の取組状況・課題によって変更する内容

《凡例》 改定理由 紫色:令和7年度末時点の取組状況 緑色:取組実施における課題
 茶色:令和4年度以降、協議会として取り組んできた内容 黄色:「4. 現状の取組状況」の修正に関するアンケート調査結果 改定(案) 赤字:更新箇所

避難指示等の発令について【課題番号B】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|--|--|--|
| ○国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている | | ○国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている |
| ○府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている | | ○府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている |
| ○水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている | | ○水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている |
| ○災害発生の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている | 県事務所長からの情報伝達が一部地域で行われていることを鑑み、国交省・県のそれを包括する「河川管理者」という記載に変更 <三重県> 災害発生の恐れがある場合には、三重県建設事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている | ○災害発生の恐れがある場合には、 河川管理者等 から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている |
| ○令和3年に災害対策基本法が改正され、「避難情報に関するガイドライン」が公表された | | ○令和3年に災害対策基本法が改正され、「避難情報に関するガイドライン」が公表された |
| — | 令和5年5月の減災対策協議会にて流域タイムラインを作成したため現状を追加 <三重県> 民間も含めた多機関が連携する木津川上流域タイムラインを作成し、出水時には水防テレビコミュニケーション会議等の行動を実施している | ○ 流域単位の市町村を対象とした木津川上流域タイムラインを作成し、出水時には水防テレビコミュニケーション会議等の行動を実施している |
| ●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される | | ●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される |
| ●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる | | ●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる |
| ●災害時に多機関が連携する行動計画の策定が十分なされていない | 流域タイムライン作成により「行動計画の策定」はなされたが、実効性確保に取り組む必要があるため、記載を変更 <三重県> 民間も含めた多機関が連携する木津川上流域タイムラインを作成し、出水時には水防テレビコミュニケーション会議等の行動を実施している | ●災害時に多機関が連携する行動計画の 実効性確保が必要 |
| ●避難所の設営において、感染症対策に対する考慮が必要である | | ●避難所の設営において、感染症対策に対する考慮が必要である |

| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|---|---|
| ・避難所における感染症対策 | ・避難所における感染症対策 |
| ・避難情報の発令基準の見直し | ・避難情報の発令基準の見直し |
| — | ・ 木津川上流域タイムラインの活用・見直し (流域単位の市町村を対象として河川事務所等の防災行動を確認するタイムライン) |
| ・多機関連携型タイムラインの拡充 (公共交通機関も参画したタイムライン策定) | ・多機関連携型タイムラインの拡充 (高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象とし、多くの関係機関が連携して作成・運用するタイムライン) |

※木津川上流域タイムラインが策定され、適宜見直しを図っている現状を踏まえ項目を追加
 ※流域タイムラインが策定されたことから、多機関連携型タイムラインとの違いが分かるように項目名の注釈を変更

観点①：各構成機関の取組状況・課題によって変更する内容

《凡例》 改定理由 紫色:令和7年度末時点の取組状況 緑色:取組実施における課題
 茶色:令和4年度以降、協議会として取り組んできた内容 黄色:「4. 現状の取組状況」の修正に関するアンケート調査結果 改定(案) 赤字:更新箇所

避難場所、避難経路について【課題番号D】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|---|---|---|
| ○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している | | ○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している |
| — | 新たに内水ハザードマップに関する現状が構成機関から挙がったため、新規追加 <伊賀市> 上野排水区の内水ハザードマップについては整備済み | ○一部地域では、内水ハザードマップを公表している |
| ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている | | ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている |
| ●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある | | ●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある |
| ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である | | ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である |

| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|---|---|
| ・洪水ハザードマップの策定・周知 | ・洪水ハザードマップの策定・周知 |
| ・内水ハザードマップの策定・周知 | ・内水ハザードマップの策定・周知 |
| ・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保（防災ステーション、防災拠点の整備） | ・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保（防災ステーション、防災拠点の整備） |

避難誘導體制について【課題番号F】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|--------------------------|---|--|
| ○指定避難所の表示板を設置している | | ○指定避難所の表示板を設置している |
| — | 新たに個別避難計画の策定について構成機関から現状の報告があったため、新規追加 <伊賀市> 伊賀市では、R6に1地区、R7に2地区をモデル地区設定し、自治協などへ策定業務を委託し、全市展開に向けた個別避難計画作成に関する課題を検討中 <笠置町> 笠置町では、要配慮者に対する個別避難計画を策定している | ○一部地域では個別避難計画の策定が進んでいる |
| ●高齢者に配慮した避難計画となっていない | | ●高齢者に配慮した避難計画となっていない |
| ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい | | ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい |
| ●要配慮者などの避難誘導體制が確保されていない | 一部地域では要配慮者利用施設の避難訓練実施数が少ないことを反映 <伊賀市> 伊賀市では、R6に1地区、R7に2地区をモデル地区設定し、自治協などへ策定業務を委託し、全市展開に向けた個別避難計画作成に関する課題を検討中 <笠置町> 笠置町では、要配慮者に対する個別避難計画を策定している | ●一部市町村では、要配慮者などの避難誘導體制のための計画策定は進んでいるが、実効性確保のための取組が必要 |

| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進 | ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進 |
| ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備 | ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備 |
| ・関係機関が連携した情報伝達訓練を実施 | ・関係機関が連携した情報伝達訓練を実施 |
| — | ・まるごとまちごとハザードマップを整備 |

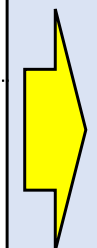
※まるごとまちごとハザードマップは、Eに対応する災害時の避難判断に資する情報提供の体制構築ではなく、避難所標識はF：避難誘導體制、浸水深標識はG：避難に関する啓発にあたる取組であるため、対応記号の変更

観点①：各構成機関の取組状況・課題によって変更する内容

《凡例》 改定理由 紫色:令和7年度末時点の取組状況 緑色:取組実施における課題 改定(案) 赤字:更新箇所
 茶色:令和4年度以降、協議会として取り組んできた内容 黄色:「4. 現状の取組状況」の修正に関するアンケート調査結果

避難に関する啓発活動について【課題番号G】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|----------------------------------|--|--|
| ○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある | 構成機関より意見が挙がったが、記載内容の具体例であるため、反映しない <名張市> 【追記】名張市では、全ての小中学生が授業の一環として市総合防災訓練に参加している。 | ○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある |
| — | 協議会にてまるごとまちごとハザードマップに注力している現状を踏まえ、現状を新規追加 | ○一部地域で浸水深等を表示したまるごとまちごとハザードマップ設置を進めている |
| — | 協議会にてマイタイムラインに注力している現状を踏まえ、現状を新規追加 | ○一部地域でマイタイムラインやマイ防災マップの作成支援を実施している |
| ●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない | | ●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない |
| ●住民一人一人が避難について考える必要がある | | ●住民一人一人が避難について考える必要がある |
| — | 防災啓発活動における人材不足が取組上の課題として挙げられたため、課題を追加 <宇陀市> ・会計年度任用職員を採用し、土日開催の地域の防災訓練支援を実施しているが、人材確保に苦慮している。 ・訓練支援員の確保 | ●防災啓発活動実施のための人材が不足している |



| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|-------------------------------|----------------------------------|
| ・小中学校における水災害教育を実施 | ・小中学校における水災害教育を実施 |
| ・住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進 | ・住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進 |
| ・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有 | ・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有 |
| ・防災リーダー育成の支援を実施 | ・防災リーダー育成の支援を実施 |
| — | ・まるごとまちごとハザードマップを整備 |
| — | ・複数機関や防災リーダーが連携し、住民に向けた防災啓発活動の実施 |

※まるごとまちごとハザードマップは、Eに対応する災害時の避難判断に資する情報提供の体制構築ではなく、避難所標識はF：避難誘導體制、浸水深標識はG：避難に関する啓発にあたる取組であるため、対応記号の変更

観点①：各構成機関の取組状況・課題によって変更する内容

《凡例》 改定理由 紫色:令和7年度末時点の取組状況 緑色:取組実施における課題
 茶色:令和4年度以降、協議会として取り組んできた内容 黄色:「4. 現状の取組状況」の修正に関するアンケート調査結果 改定(案) 赤字:更新箇所

想定される土砂災害リスクの周知について【課題番号T】 / 想定される土砂災害リスクの周知について【課題番号U】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|--|---|---|
| ○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している | | ○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している |
| ○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している | | ○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している |
| ○土砂災害リスクのハザードマップを作成している | | ○土砂災害リスクのハザードマップを作成している |
| — | 新たに土砂災害警戒区域等の標識について構成機関から現状の報告があったため、新規追加 <三重県> 三重県では、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある避難所等に区域を表示した標識を設置している | ○一部地域では、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある避難所等に区域を表示した標識を設置している |
| ●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない | | ●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない |
| ●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある | 構成機関より意見が挙がったが、市町村からの意見が無いため、反映しない <奈良県> 市町村が結果を反映できるよう、最新情報を適宜情報共有していく。 | ●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある |

【課題番号T】

| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|--|--|
| ・基礎調査の実施 | ・基礎調査の実施 |
| ・基礎調査の公表 | ・基礎調査の公表 |
| ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定 | ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定 |

【課題番号U】

| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|-------------|-------------|
| ・地域防災計画への反映 | ・地域防災計画への反映 |

土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について【課題番号W】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|---|--|--|
| ○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している ○府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している | 改定時点では記載の表現のままだが、令和8年から防災気象情報の改善により名称が変わることから、表外に注釈を記載 <奈良県> ・府県と気象庁が共同で警戒レベル4相当情報を発令している ・府県から市町村に警戒レベル4相当情報を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している | ○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報※1を発令している ○府県から市町村に土砂災害警戒情報※1を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している ※1: 令和8年度出水期より「レベル4土砂災害危険警報」に名称変更 |
| ○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している | | ○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している |
| ●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される | | ●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される |
| ●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる | | ●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる |

| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|------------|------------|
| ・タイムラインの作成 | ・タイムラインの作成 |

観点①：各構成機関の取組状況・課題によって変更する内容

《凡例》 改定理由 紫色:令和7年度末時点の取組状況 緑色:取組実施における課題
 茶色:令和4年度以降、協議会として取り組んできた内容 黄色:「4. 現状の取組状況」の修正に関するアンケート調査結果 改定(案) 赤字:更新箇所

避難判断基準について【課題番号X】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|---|---|---|
| ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂警戒情報が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している | 改定時点では記載の表現のままだが、令和8年から防災気象情報の改善により名称が変わることから、表外に注釈を記載 ＜奈良県＞ 警戒レベル3相当情報が発表され、かつ警戒レベル4相当情報が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している 誤記修正 | ○大雨警報（土砂災害）※1が発表され、かつ土砂災害警戒情報※2が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している ※1：令和8年度出水期より「レベル3土砂災害警報」に名称変更 ※2：令和8年度出水期より「レベル4土砂災害危険警報」に名称変更 |
| ○近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している | | ○近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している |
| ●避難判断基準が客観的なものになっていない | 削除依頼が挙がったが、他構成員から意見が無いため、削除しない | ●避難判断基準が客観的なものになっていない |
| ●土砂災害に関する避難指示等の発令基準の制定が十分でない | ＜奈良県＞ 【削除】全市村実施済みのため | ●土砂災害に関する避難指示等の発令基準の制定が十分でない |



| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|----------------|----------------|
| ・避難情報の発令基準の見直し | ・避難情報の発令基準の見直し |

避難に関する啓発活動について【課題番号AA】

| ○現状 と ●課題 | 改定理由 | ○現状 と ●課題 改定(案) |
|------------------------------------|--|------------------------------------|
| ○市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している | | ○市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している |
| ○小学校に出前講座を実施している | 出前講座に限らず、広く具体的な取組内容を捉えられる「住民への周知」について取組機関から報告があったため、新規追加 ＜奈良県＞ 基礎調査に関しては、対象候補箇所が多いため、適宜調査及び指定を進め、市町村への情報提供および住民への周知を図っている。 | ○小学校での出前講座等、土砂災害リスクの住民への周知を実施している |
| ●土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない | | ●土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない |
| ●住民一人一人が避難について考える必要がある | | ●住民一人一人が避難について考える必要がある |



| 対応する取組項目 | 取組項目の改定(案) |
|---------------------------|---------------------------|
| ・土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施 | ・土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施 |